



会務通信

会員数/個人会員 1,028名 法人会員 67法人 (1月1日現在)



撮影：三浦 祐紀

INDEX

- | | | | |
|----------------------------|------------|------|----|
| ◆ 近況報告 | 副会長 川合秀幸 | | 2 |
| ◆ 境界問題相談センターニュース No.72 | | | 4 |
| ◆ 第7回自由業交流フォーラムに参加して | 豊田支部 三尾翔平 | | 6 |
| ◆ 大学生のための資格業ガイダンス報告(名古屋大学) | 広報部部員 岡地裕治 | | 8 |
| ◆ 東海工業専門学校金山校学校祭報告 | 副会長 大岩芳伸 | | 9 |
| ◆ 突撃!となりの調査士事務所 vol.9 | 広報委員 児玉真二 | | 10 |
| ◆ 事務局からのご案内 | | | 12 |
| ◆ 編集後記 | | | 13 |

近況報告



副会長 川合 秀幸

平素は会務運営に関し、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ちょうど2年前の同じ時期の会務通信で「私が気になっているのは、組織改革を定着させることが仮にできたとして、次の方たちにバトンタッチするにも、そのバトンを受け取る人が出てくるのかという心配です。（中略）人材の育成も急務であることに間違いありません。」と書かせていただきました。

本来なら、1月14日に名古屋市公会堂で来期の愛知会の正副会長選挙が行われる予定でしたが、今回も結局、選挙は行われませんでした。これで4期連続の役員選挙なしです。現梅村会長からバトンを受け取ったのは私でした。この度の会長立候補にあたり、届出締切ギリギリの本当に急な決意にもかかわらず60名の会員のみなさまに推薦していただき、この場をお借りして感謝申し上げます。指名副会長には会務のことを熟知している岸田副会長、冷静沈着で的確な判断をしてくれる諸岡副会長にお願いし、立候補として将来の愛知会を担っていくであろう田中業務部長と吉田社会事業部長が副会長候補者ということになりました。現在のところはまだ候補者という立場ですが、令和7年度の総会で承認がいただければ、副会長をはじめとする役員のみなさんとともに愛知会の運営並びに土地家屋調査士制度の維持発展に注力してまいりますので、引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

元日は毎年恒例の豊田市にある猿投神社へ初詣に行き、ご祈禱を受けてまいりました。いつもは自分のことばかり、たくさんお願いするのですが、今年は家内安全と調査士制度の維持発展を祈願し、日々コツコツと業務に、そして会務に励もうと決意を新たにしました。

ところで、和合ゴルフ場、いや、最近はららぽーと、いや町長のパワハラで有名になった地元の愛知郡東郷町で昨年度から地籍調査が始まり、今年度はその2年目と隣接する新たな地区の1年目を行っており、その業務に携わっています。

この地籍調査は、愛知池から東名三好インターチェンジを結ぶ計画道路日進三好線に沿って実施されていることから、愛知県内の他の市町で行われているDID地区の地籍調査とは異にしており、愛知池南側ののどかな田園風景が広がる市街化調整区域で行われています。これをきっかけに近隣市町村に地籍調査が広がっていき、それぞれ狭あい道路の解消や防災減災に繋がっていくことを期待します。

1年目はGNSS測量機による地籍図根多角測量と、調査素図、調査票の作成が主な業務です。成果検定に合格するよう慣れない厳密網平均計算に苦戦しています。2年目は細部図根多角測量とFR工程の現況（復元）測量、そして現在は境界立会の真っ最中です。普通の確定測量であれば、そん

なに悩むことはないのですが、規程や準則等に沿って業務を進めて最終的には成果検定に合格しないといけないという慣れないことをやると大変です。老体にムチ打って、日々、勉強です。

それから、「協働会あいちゃんねる」でのやり取りです。土地の測量が絡む業務を受けた場合に、隣地が相続人不存在等の所有者不明土地においては、すぐに筆界特定申請ではなく、令和5年4月1日から施行されている所有者不明土地建物管理制度における「所有者不明土地管理命令申立て」も、今後は選択肢の一つに加えてくださいと返信しました。

1月14日の第4回定例研修会でも愛知学院大学社会連携センター田中教授が若干触れたと思いますが、さらに詳しいことは、ネットで検索してみてください。申立ては非訟事件手続ですので、当然に管理人や愛知会には守秘義務があつて、どの程度まで会員のみなさまにお話ししてもよいか難しいところであり、物件や関係者に関する具体的内容は言えませんが、どこかのタイミングでその流れだけでもお話しできればと考えています。

境界問題があれば、いつもは調査士会 ADR を推奨するのですが、さすがに所有者不明土地には使えません。私の知っている案件では、申立てから約4か月（2か月間の公告期間も含みます）で管理人との筆界立会が完了し、無事に売却できたと聞いています。この制度が施行されてまだ間もないことから、裁判所も調査士会も手探り状態ではありますが、土地家屋調査士が管理人として裁判所から選任され、その職能を活かす場ができたことは、社会貢献や調査士制度の維持発展の観点からも、とても喜ばしいことです。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.72

低価格 GNSS 測量機と ADR と土地家屋調査士

かつて「GNSS 測量機」は非常に高価で、少人数で運営している事務所にとって「高嶺の花」でした。そもそも、最近人気のワンマン測量可能なトータルステーションでさえ、円安や半導体の高騰で軒並み値上がりしており、高額なリース料を支払いつつ、最新の測量機を別途購入するというのは簡単なことではありません。

私自身も数年前から GNSS 測量機や最新機器を積極的に導入してきましたが、設備投資に回せる予算が多くあったわけではありません。「ものづくり補助金」や「IT 補助金」などを申請して補助金を頂き最新機器の導入を進めてきました。

補助金の申請には、事業計画書の作成には膨大な時間がかかり、とても大変な思いをしました。また、原則として機械は買取、リースが利用できない点も好みが分かれると思います。

「もっと安い測量機は無いのか!!!」とずっと思っていました。

しかし、最近では安価な GNSS 測量機が数多く発売されています。

トップブランドの測量機の半額以下のものがほとんどです。中には、「複数台導入、解析ソフト込」、スタティック測量が 100 万円以下の投資で可能なモデルもあります。

これらは中国製か日本の中小企業が開発した測量機です。決して「安かろう悪かろう」ではなく、国土地理院の検定をパスし「1 級 GNSS 測量機」として登録されていて公共測量でも利用可能な測量機です。販売店から購入してサポート料金を支払えば困ったときも助けてくれます。昔、DELL が低価格な PC を日本で販売した時以来の衝撃です。

安価ではあっても国土地理院の検定をパスした精度の高い GNSS 測量機を利用して、適切な測量を行うことは、それ自体で、隣接地間の境界（筆界）紛争の発現を予防し防止することが期待できると思います。

また、それ以上に、仮に境界紛争が生じた際に、街区基準点や既存の境界標が亡失していたり、あるいは当事者の指示点が曖昧な場合であっても、上記の測量機器によって正確に現地と測量図に表示すれば、紛争当事者の理解も深まり、係争点や問題点はということなのかについての共通認

識の形成にも役立つと思います。

そうすると、境界問題 ADR においても、調停人となる土地家屋調査士だけでなく、代理人・補佐人となる土地家屋調査士にとっても、調停の適切な方向性を見出すことができ、早期の調停成立に繋がるのが期待できます。

このことは、万が一、訴訟での争いになった場合も同様です。土地家屋調査士が、最新の測量機器を用い、あるいは従来からの機器を用いる場合であっても、世界測地系に準拠した正確な測量図を作成することは、境界紛争の予防や解決のために是非とも必要なことだと思います。

多くの土地家屋調査士が、ハイテク機器を使いこなし、あるいはローテク機器であっても知識と経験を合わせて精度の高い測量を行い、境界紛争の解決のために、また当会の境界問題 ADR を利用することも見据えて、日々の業務に取り組んでいくことが良いと思います。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤田 昌宏)

(あしがき)

ハイテク機器を使いこなす藤田委員を尊敬します。測量機器の発達でどんどん測量が簡単になり、一般の方でもできるようになってしまうのではと心配です。今年もセンターニュースを通じて ADR の情報を発信しますのでよろしくお願いします。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

第7回自由業交流フォーラムに参加して

日 時：令和6年11月12日（火）18時30分～20時30分

会 場：TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋駅前

自由業の各種フォーラムには、平成31年4月に土地家屋調査士として登録してから今に至るまで一度も参加したことはありませんでした。今回のフォーラムの参加条件が登録してから5年以上経過した会員であることが条件でしたが、私自身も5年半程経過したタイミングであったこと、他士業の業務について理解が不十分だと感じているタイミングでの案内であったため、自分の業務の幅を広げるきっかけになればと思い参加しました。



土地家屋調査士をはじめ弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、弁理士、行政書士、司法書士の各士業団体から総勢112名が参加し、各テーブルに分かれて交流を図る形式でした。

テーブルの人数は8人程度でした。各地区（名古屋地区、三河地区等）で分かれていたため、事務所が近い他士業の方と名刺交換をすることができました。私は豊田市で登録をしているのですが、豊田市内の行政書士、社会保険労務士の方と同じテーブルでした。後に過去に参加したことがある方に話を聞いたのですが、その際は地区に関係なくテーブルが分けられていたため、事務所が近い人を探すのに苦労したとのことでしたので、この配慮はありがたかったです。

交流が始まると、土地家屋調査士の参加者は少なく、業務の内容もあまり認知されていないため、他士業の方から興味を持っていただけることが多く、容易に交流することができました。参加条件が指定されていた影響もあると思うのですが、年齢や家族構成など自分と同じような参加者も多く、業務以外の雑談でも盛り上がりました。時間が経過するにつれて、歓談の輪は広がり、他のテーブルの方とも自然と交流が始まり、数多くの方と名刺交換をすることができました。



会場は立食形式で、多くの料理や飲み物が準備されていましたが、話が盛り上がりほとんど手を付けることなく2時間が経過してしまいました。

今回のフォーラムで多くの士業の方とのつながりを持つことができました。今後の業務にどのように影響するかはまだ分かりませんが、何かあったときに相談できる関係を築くことができたことは、間違いなくプラスになると思います。

自由業交流フォーラムは名古屋自由業団体連絡協議会が主催し開催され、調査士会では広報部役員の方にご尽力いただいております。この度はこのような機会をいただきありがとうございました。

(豊田支部 三尾 翔平)



調査士会参加者のみなさんと広報部役員

大学生のための資格業ガイダンス（名古屋大学） 報告

日 時：令和6年11月27日（水）17時から19時
場 所：名古屋大学東山キャンパス 豊田講堂・シンポジオン

12月5日に名古屋大学東山キャンパスで開催された「大学生のための資格業ガイダンス」に参加しました。これは9士業10団体で構成される名古屋自由業団体連絡協議会が年4回開催（名古屋大学、愛知大学、愛知学院大学、名城大学）しているものです。

土地家屋調査士の他、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士の広報担当者がそれぞれのブースに分かれて、大学生の相談を受けていました。



夕方からの開催ということもあって、来場する学生は少なかったように感じました。それでも弁護士や公認会計士、行政書士などのブースは相談希望の学生が途切れることなく、各士業の資格試験についての情報や資格取得後の実務の内容について熱心に相談をしていました。

土地家屋調査士のブースには3名の学生が説明を受けに来てくれましたが、3名とも土地家屋調査士という資格があることも知らなかったようで、予想していたこととはいえとても残念でした。土地家屋調査士業務全般、資格試験の概要等の説明を行うとともに、土地家屋調査士になろうと思ってもらうために、土地家屋調査士の魅力もアピールしました。

来場した学生は、近い将来の職業の候補としてなんらかの資格取得を目指しており、土地家屋調査士もその選択肢の一つとして思い浮かぶように、知名度を向上させていかなければなりません。微力ながら、今後の広報活動に尽力していこうと思いました。

（広報部部員 岡地 裕治）



東海工業専門学校金山校学校祭報告



令和6年11月30日(土)、12月1日(日)に東海工業専門学校金山校で開催されました学校祭に中部ブロック協議会事業の一環として、三重会、愛知会、東京法経学院と合同で参加しました。

学校祭では土木科展示室の入り口前にブースを設け、学生たちに調査士のパンフレットと広報グッズを配布し、調査士の資格制度と業務内容をアピールしました。

土木科展示室コーナーでは、学生が参加した「企業実習レポート・報告書」が展示され、1日の実習内容が事細かく記入されていて驚きました。

昼食は、学生たちが各々出店したブースが29か所あり、私はその中でやしそばをいただきました。とても美味しくお腹いっぱいになりました。今年もビンゴゲームが行われていて、大盛況の中、1日目の学校祭が無事終了し、学生たちのパワーを感じた1日でした。



会員の中には東海工業専門学校で測量技術を学び、現在、調査士として活躍されている会員も多いと聞いています。



昨年の会務通信(令和6年7月号NO.350)でもお伝えしましたが、毎年5月に金山校において、調査士の知名度、認知度の向上並びに業務内容を学生に伝え、調査士に魅力を感じてもらい、将来、調査士を目指してもらい、講演を開催しています。

今後も広報部が主になり、継続して開催してまいりますので、ぜひ講演を担当したい会員がみえましたら、広報部までご一報をお願いします。今年も5月に開催しますのでよろしくお願いします。

今回の学校祭で、次年度から調査士の通信講座を受講予定の学生がおり、調査士を目指していると聞いてとても嬉しく思いました。

今後も土地家屋調査士ガイダンスなどで土地家屋調査士の魅力を伝える広報活動を行ってまいります。

(副会長 大岩 芳伸)



岡地広報部委員と大岩副会長



突撃 となりの 調査士 事務所

Vol. 9

01

岡崎支部 安田一生事務所に突撃！

今回は、岡崎支部の安田一生事務所にお邪魔してきました。岡崎市稲熊町にある4階建ての事務所はとてもユニークでした。どんな建物図面・各階平面図になっているのでしょうか？安田会員、奥様、従業員の皆様、猫のアリスちゃんが温かく取材に応じてくれました。

愛猫の
アリス
ちゃん



03

仕事のこだわり



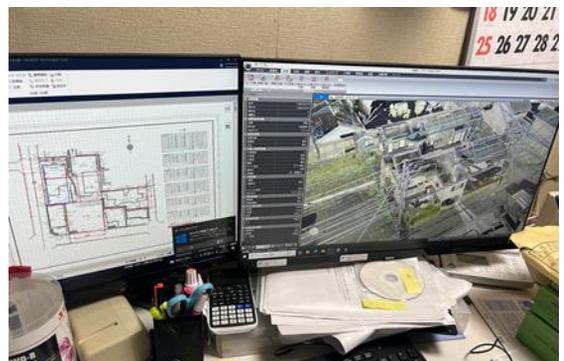
境界立会は極力事務所総動員で対応しているそうです。不測の事態にも対応でき、地主様、お客様にとって心強い安田会員です。

02

事務所の体制

調査士1名、補助者4名
(内1名は試験合格者)です。

最新技術も積極的に取り入れており、3Dスキャナーも導入しています。



▲最新技術を導入

04

パイロットの道へ



安田会員の息子さんは、東海大学航空宇宙学科に進学して、航空操縦学を専攻しており、現在はアメリカの大学で1年半の操縦訓練を受けているそうです。
卒業後はエアラインのパイロットになる予定で、安田会員の事務所を継ぐ予定はないとのこと。

06

趣味・釣り

立派なニジマス
をゲット♪



多趣味な安田会員のもう一つの趣味は溪流釣り。魚を捌いて料理もできるとのこと。楽しそうですね。

広報委員の感想

日頃からお世話になっている安田一生会員取材させていただきました。奥様、従業員の方も非常に丁寧にご対応していただきました。お話をたくさんお伺いしましたが、紙面の都合でご紹介できないのが残念です。本当にありがとうございました。

(児玉 真二)

05

趣味・バイク

安田会員の趣味の一つはバイクです。沖縄以外の都道府県すべてをツーリングしたそうです。



07

安田会員のこれから

仕事だけでなく、遊びも楽しむ安田会員。

平成10年に27歳で登録して現在54歳。

これからどのように人生を歩まれるのか、後輩として非常に楽しみです！



素敵なオーダーメイドスーツ

事務局からのご案内

事務所変更

廣瀬 一郎（名古屋北支部）
愛知第 2234 号
〒486-0853
春日井市穴橋町 1419 番地 1
TEL・FAX は変更なし

山本 和弘（岡崎支部）
愛知第 2513 号
〒444-1154
安城市桜井町城向 2 丁目 1 番地 4（町名変更）
TEL・FAX は変更なし

吉田 明（東三支部）
愛知第 2888 号
〒441-8152
豊橋市三本木町字新三本木 92 番地 1 C 棟
TEL・FAX は変更なし

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人MK S 登記事務所
従たる事務所の閉鎖（岡崎支部）
15-0001-18-0017／平成 27 年 9 月入会
社員の脱退：愛知第 2896 号 植田 理志



2月の会務予定

- 3日 広報委員会
- 4日 総務、財務、社会事業部会
- 5日 業務、研修、広報部会、入会時研修
- 7日 第8回筆界調査委員養成講座
- 12日 第3回勉強会
- 13日 事業開発 PT 会議
- 19日 理事会
- 20日 寄附講座運営委員会
- 21日 筆界調査委員能力担保研修
- 25日 東海4県協議会
- 28日 広報戦略 Zoom 会議

退会者

山田 昌一郎（熱田支部）
愛知第 3117 号／令和 5 年 10 月入会

田中 宏道（一宮支部）
愛知第 1397 号／昭和 45 年 8 月入会



業務に関するお知らせ（12月16日から1月15日まで）

ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

月日	標 題
12月18日	静岡会会員研修会開催のご案内
12月20日	研修管理システムManaable（マナブル）へのアクセスがしやすくなりました！
1月7日	令和7年度予算政府案における地図整備関係予算について
1月7日	土地家屋調査士会ADRセンター運営報告書（令和5年度集約版）について
1月9日	「第8回土地家屋調査士ガイダンス」開催のお知らせ
1月9日	第2回定例研修会のアンケート質問事項に対する回答について
1月15日	岡崎支部研修会のご案内

祝い金、見舞金、助成金のお知らせ

本会には各種給付金の制度があります。

請求書は本会ホームページ「会員の広場」からダウンロードし、本会事務局へ郵送(FAX 不可)でご提出ください。本会慶弔規程を確認の上、ご利用ください。

本会ホームページ > 会員の広場 > ダウンロード > 会務に関する書式・様式集 > 慶弔規程

結婚祝い金	3万円	
出産祝い金	3万円	
入院見舞金（10日以上入院）		※5万円以内
罹災見舞金（罹災状況に応じて支給）		※10万円以内
健康診断助成金		※5千円以内の実費



※入院見舞金、罹災見舞金、健康診断助成金の支給は各会計年度期間内に1回を限度とします。

※各種給付金の請求権はその事由が発生した日から1年間これを行使しないときは消滅します。



表紙写真 「カニ食べ放題」

名古屋西支部 三浦祐紀

撮影場所：福井県越前市

カニを食べに行きました。

編集 後記

インフレを実感するこの頃です。デフレが長かったのですが、これまでと同じやり方では預貯金は目減りする一方となるので、対策が必要になると考えています。

(広報委員 岡田厚子)

- 発行日 令和7年2月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>